

# 令和8年度(2026年度)熊本県農業普及関係業務会計年度任用職員募集案内

## 1 募集職種

熊本県農業普及振興業務会計年度任用職員

## 2 業務内容

農業普及振興業務

(新規就農の確保、育成支援・指導農業士連絡協議会事務・農業コンクールに関するとりまとめ等)

## 3 採用予定人数

1人

## 4 勤務条件

(1) 職 の 区 分：地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職

(2) 任 用 期 間：令和8年(2026年)6月1日～令和9年(2027年)3月31日

※この任用期間をもって終了し、再度の任用をすることはありません。

(3) 勤 務 地：県央広域本部宇城地域振興局 農林部 農業普及・振興課

(宇城市松橋町久具400-1 宇城地域振興局1階)

(4) 勤 務 時 間：9:00～16:00(週4日) 9:00～15:00(週1日)

※1か月につき20日以内、1週間につき29時間以内

(5) 休 憩 時 間：12:00～13:00

(6) 休 日 等：土、日、祝日

(7) 休 暇 等：年次有給休暇あり(付与には要件あり)

※その他の有給休暇(公民権行使等)、無給休暇(健康管理休暇等)あり

(8) 報 酬 等：①報酬日額 6時間 7,428円～8,811円、5時間 6,190円～7,342円

②通勤費用 実費相当額(上限あり)を支給

③期末手当 6月期：最大1.25月、12月期：最大1.25月

④勤勉手当 6月期：最大1.05月、12月期：最大1.05月

※1 実際の報酬日額は、上記金額の範囲内において、任用される方の募集職種と同一の公務経験の期間等に応じて決定されます。

※2 報酬日額、通勤費用、期末手当、勤勉手当等各種手当に相当する報酬については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。

※3 概ね期末・勤勉手当の額は、任用期間における報酬の1月当たりの平均支給額(各種手当に相当する報酬の支給額は除く。)に本県会計年度任用職員としての在職期間に応じた月数を乗じた額となります。(勤勉手当は、人事評価の結果も踏まえて支給されます。)

(9) 社 会 保 険：地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによる。

(10) 公務災害等補償：地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。

(11) 条件付採用：今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後

1 か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。

(12) 地方公務員法の適用：地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象になります。

- ・ 服務の宣誓
- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・ 信用失墜行為の禁止
- ・ 秘密を守る義務
- ・ 職務に専念する義務
- ・ 政治的行為の制限
- ・ 営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く）等

(13) 退職に関する事項：地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する条例による。

## 5 受験資格

次の（１）から（３）の全てを満たす方（年齢制限はありません）

- （１） 農業（農業経営）に関する専門知識を有する者
- （２） パソコンの基本操作技術（ワード、エクセル等）を有する者
- （３） 第一種普通自動車免許（AT車限定免許も可）を有する者

※次のいずれかの事項に該当する人は受験できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 6 試験の方法等

- （１） 人物試験：個別面接による口述試験を実施します。
- （２） 合格者については、「熊本県農業普及振興業務会計年度任用職員任用名簿」に登載し、会計年度任用職員の採用が必要な時期に成績の上位者から順次採用します。
- （３） 合格の有効期間は、合格発表の日から令和9年（2027年）3月31日（水）までとしますが、有効期間内の会計年度任用職員任用者数が合格者より少ない場合は、採用されないこともあります。

## 7 試験日程等

- （１） 日 時：令和8年（2026年）5月1日（金）午前10時00分から
- （２） 受 付：熊本県県央広域本部宇城地域振興局1階 農業普及・振興課  
(宇城市松橋町久具400-1)
- （３） 場 所：熊本県県央広域本部宇城地域振興局2階 第1会議室  
(宇城市松橋町久具400-1)
- （４） 合格発表：令和8年（2026年）5月8日（金）  
合否結果は熊本県ホームページ（宇城地域振興局）に合格者受験番号を掲示します。

## 8 試験結果の情報提供

この試験の結果については、以下のとおり情報の提供を求められます。

受験者本人が①受験票又は合格通知書及び②本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参の上、提供可能期間中の午前9時00分から午後5時15分までの間に直接提供場所へお越しください。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日は受付できません。

また、電話、はがき等による提供の求めに対しては提供できませんので御注意ください。

提供を求められることができる人	提供する内容	提供可能時間	提供場所
受験者本人	総合順位及び総合得点	合格発表の日から1ヵ月間	熊本県県央広域本部農林部宇城地域振興局 農業普及・振興課

## 9 応募方法

- ・応募者は、令和8年（2026年）4月28日（火）午後5時15分（必着）までに、「採用試験申込書」を下記連絡先へ持参又は郵送してください。（ハローワークを通じて申込みを行う場合は、「ハローワークの紹介状」を添付してください。）
- ・持参の場合の受付は、平日の午前9時00分～午後5時15分までとなります。
- ・郵送の場合は、必ず特定記録郵便とし、封筒の表に「農業普及振興業務会計年度任用職員申込」と朱書きしてください。
- ・応募者が3人に達した場合は、上記期間内でも申込みを締め切ります。
- ・申込書の写真（申込前6か月以内に写したもので、本人と確認できるもの。）は、裏面に氏名と生年月日を記入して所定の箇所に貼ってください。

## 10 連絡先

〒869-0532 熊本県宇城市松橋町久具400-1

熊本県県央広域本部宇城地域振興局農林部 農業普及・振興課 三原（みはら）

電話 0964-32-0351